

総務常任委員会

平成30年9月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小村 尚己	○平川 理恵	宮崎 和彦
嶋田 善行	井上 卓也	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	藤原 伸宏	総 務 部 長	加藤 惠三
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	安藤 容子
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	福井 まり
財 政 課 長	福居 哲也	同 課 長 補 佐	柳井孝一朗
税 務 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	面卷 昭男	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	岡村 智生
同 課 長 補 佐	田中 弘二	生涯学習課長	栗本 公生
同 参 事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大塚 美季

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、宮崎委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案 （1）議案第38号 町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、議案第38号 町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書の方を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例本文の朗読は省略させていただきます。よろしく願い申し上げます。

それでは、議案書末尾、町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例（要旨）をご覧いただきたいと思っております。

本条例は、町立幼稚園保育料における負担軽減策の一部適用漏れ事案を

課長

木澤委員

これについては、こういうやり方が正しいのかどうかというのは、ちょっと判断しかねるんですけども、今の町長以下3役の今回の問題に対する対応だということで理解をしたいというふうに思います。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第38号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第40号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄税務課長。

税務課長

それでは、付託議案の2つ目、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

税務課長

それでは、本条例の内容についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をお願いいたします。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきます。条例(要旨)をもって説明にかえさせていただきたいと思いますので、ご了承

承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今回の町税条例等の一部改正は、平成30年度の地方税制の改正を内容といたします「地方税法等の一部を改正する法律」が平成30年3月31日に公布されましたことから、この法律による改正内容のうち、平成30年10月1日以後に適用となるものについて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、ご説明をいたします。

はじめに、個人町民税に関する改正内容の①給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴う均等割及び所得割の非課税限度額の見直しでございます。給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げる措置が講じられたことに伴い、下の表にお示ししておりますとおり、均等割及び所得割の非課税限度額における基準額に、それぞれ10万円を加算するものでございます。

給与及び公的年金等控除の10万円の引下げによりまして、所得が10万円増えることとなりますことから、収入換算でその要件が変わらないよう措置するものでございます。施行期日は平成33年1月1日、平成33年度分の個人町民税から適用をまいります。

続きまして、②基礎控除及び調整控除の見直しでございます。裏面の表にお示しております合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者に係る基礎控除額が逡減、また2,500万円超で消失する措置が講じられましたことに伴いまして、合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者には基礎控除及び調整控除を適用しないこととするものでございます。本改正によります町税への影響でございますが、平成30年度の課税状況から試算いたしますと、基礎控除額が逡減となります合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者は44人、約90万円の増収となるところでございます。施行期日は平成33年1月1日、平成33年度分の個人町民税から適用をまいります。

次に、③公的年金等受給者に係る申告手続きの見直しでございます。

公的年金等支払報告書の見直しに伴いまして、当該年金受給者の配偶者が源泉控除対象配偶者である場合には、配偶者特別控除の適用を受けるための申告書の提出を不要とするものでございます。町に提出をされます公

的年金等報告書に、源泉控除対象配偶者の有無また当該配偶者の合計所得金額が記載されることとなったことによりまして、当該控除を受ける方の納税者の方からの申告が不要となるものでございます。本改正の施行期日は平成31年1月1日、平成31年度分から適用をしております。

続きまして、(2) 法人町民税の改正内容でございます。①大法人の電子申告の義務化に伴う規定の整備でございます。法人町民税の申告に係る納税申告書につきまして、資本金の額が1億円を超えます法人等に対しまして、e L T A Xによる電子申告による提出が義務付けられたことに伴いまして、町税条例において当該申告に関する規定を定めるものでございます。施行期日は平成32年4月1日とし、同日以後に開始する事業年度分から適用となるものでございます。

続きまして、(3) 町たばこ税に関する改正内容、はじめに、①たばこ税率の引上げでございます。

次ページの表も併せてご覧いただきたいと思っております。町たばこ税の税率を表の各実施時期において段階的に引き上げるものでございます。また、平成27年度の税制改正によりまして、平成31年4月1日に予定しております旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げにつきまして、平成31年10月1日実施に延期をするものでございます。本税率改正に伴う町たばこ税への影響でございます。本年度、平成30年度の当初予算におけます販売本数を元に試算をいたしますと、平成33年10月1日の最終的な改正の段階で、平年度ベースで約3,100万円の増収となります。つきましては、本年10月の第1段階の税率引上げに係る分といたしまして、370万円の増額の予算補正を本9月議会においてお願いしているところでございますので、併せてよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、②加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。現行、「パイプたばこ」に区分をされまして、重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算してたばこ税が課されておりますアイコス、グロー、プルームテックといった加熱式たばこについての改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、まず「ア 課税区分の新設」として、喫煙用の製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を新たに設けますとともに、「イ みなし製造たばこに係る規定の整備」といたしまして、加熱式たば

この喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物質又はこれらの混合物が充填されたものを製造たばことみなすこととし、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことするものでございます。

この、イの規定の整備につきましては、税制上の取扱いを加熱式たばこの商品間で統一するため、現行、重量に含まれていない一部商品のグリセリン等が充填されたもの、いわゆるカートリッジを製造たばことみなすよう改正を行うものでございます。施行期日は、ア、イの改正とも、平成30年10月1日でございます。

次に、「ウ 紙巻たばこの本数への換算方法の見直し」として、加熱式たばこの課税標準を次のとおり換算した紙巻たばこの本数の合計額とするものでございます。現行では、加熱式たばこの課税標準は、加熱式たばこの重量1グラムを紙巻たばこの1本に換算した本数となっております。この現行の換算方法につきまして、フィルターその他一定の物品の重量を除く加熱式たばこの重量0.4グラムをもって、紙巻たばこ0.5本に換算、また、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本に換算することとし、これらの換算した紙巻たばこの本数の合計額を課税標準とするよう改正を行うものでございます。本改正につきましては、次ページ、裏面をお願いいたします。こちらの方にお示しておりますとおり、現行の換算方法から改正後の換算方法へ、本年10月1日から平成34年10月1日まで5年間かけて段階的に移行するものでございます。

なお、これらのたばこ税に関します改正内容につきまして、表の下に参考としてお示しをしておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、(4) その他法令の改正による条文整理等所要の改正といたしまして、地方税等の一部改正に伴い、同法等を引用する条項の整理等所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第40号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。委員皆さま方には、何卒、温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう宜しく願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 今回ですね、国の地方税制の改正に伴ってですね、町税条例の改正というところで出てきてますけども、①のところですね、この給与所得控除、公的年金控除等控除を10万円引き下げて、基礎控除を同額引き上げるという措置に伴って、均等割り及び所得割の非課税限度額における金額に10万円加算するというところで、表を出していただけてますけども、これの影響を教えてくださいませんか。

税務課長 ①基礎控除から給与所得控除等への振替に伴う非課税限度額の見直しにかかります影響でございます。所得金額が0円ではない、いわゆる1円以上の方を対象にちょっと確認をさせていただいております。まず障害者等に関します非課税措置に関しましては、現行449人の方がこの規定により非課税となっております。うち今回の改正によりまして43人の方が引き続き非課税の状況になるというところでございます。

次に均等割につきましては、同じく1,533人の方が現行この規定によりまして、非課税となっております。うち494人の方が今回の10万円加算の改正によりまして、引き続き非課税となるところでございます。

最後に所得割でございます。同じく276人この規定により非課税となっております。10万円の加算によりまして132人の方が現行どおり非課税になると、平成30年度の課税の状況で確認をいたしますと、そのような状況になっているところでございます。

木澤委員 こういう形で適用されるのと、あとですね、税制改正の中で、今回直接町税条例の改正という形では出てきてないんですけども、給与所得控除の上限が1千万円から850万円に引き下げされているんですけども、その町内での影響ですね、どうなるのか教えてください。

税務課長 木澤委員さんおっしゃっていただきますように、今回の町税条例ではなく、所得税法等の自動適用によります影響ということでご質問いただけて

いたと思います。その影響につきましてでございますけれども、同じく平成30年度の課税の状況をベースにいたしまして、確認をいたしますと、おっしゃっていただいております給与所得控除の見直しによります増税となります方は、納税義務者の数で330人、税額にいたしますと合計で215万円の税収増となるところでございます。

木澤委員　今回、税制改正自体については、こういう問題もあるかなというふうに思うんですけれども、町税条例につきましては、それによって負担増にならないようにする措置が講じられているということで、特に反対とかいたしません。

委員長　他にございませんか。　宮崎委員。

宮崎委員　この議案だけじゃないんですけども、ちょっと私感じたんですけども、平成もう今年で最後だというような、年号今度変わりますよね、将来的に31年、32年、33年、34年って出てるけど、これ今通してもう1回年号変わったら出しなおすんかとかいうような、その辺がちょっと私もわからないんでね。その辺ちょっと教えていただけますか。

委員長　加藤総務部長。

総務部長　元号の関係は現状こういう形で、平成31年、32年といろいろお出しをさせていただいておりますけれども、こういった条例の関係、他にもございますので、そういった読み替え規定というのを、平成33年だったらどう読み替えるか、という規定の一括の改正する条例をまた改めて提出をさせていただきたいというふうに考えておりますので、それですべての条例、規則関係を1つの条例を制定することによって、読み替えをすることによって対応していくという形でさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

委員長　他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第40号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第41号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄税務課長。

税務課長

それでは、議案第41号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

税務課長

それでは、本条例の内容につきましてご説明をいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をお願いいたします。

今回の都市計画税条例の一部改正につきましては、先の町税条例等の一部改正と同様に、平成30年度の地方税制の改正を内容といたします地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことから、この法律による改正内容のうち、平成30年10月1日以後に適用となるものについて、所要の改正を行うものでございます。

その改正内容でございます。要旨の前の新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思っております。

新旧対照表の下線部分が改正の内容でございますけれども、地方税法の

改正に伴いまして、本条例におきまして同法を引用する条項の整理を行う
ものでございます。地方税法の項ずれに伴う条項の整理でございます。要
旨にお戻りをいただきまして、次に、施行期日でございます。本条例は、
平成31年4月1日から施行をいたします。なお、条例本文の朗読につき
ましては、省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承賜りませ
うよろしくお願い申し上げます。

以上、議案第41号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例につ
いてのご説明とさせていただきます。委員皆さま方には、何卒、温かいご
審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いを申
申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決す
ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第41号については、当委員会とし
て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第43号 いかるがホール空調設備更新工事請負契約
の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 佐谷まちづくり政策課長。

まちづく
り政策課
長 それでは、1. 付託議案、(4)議案第43号 いかるがホール空調設
備更新工事請負契約の締結について、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

まちづく 続きまして、2枚目でございます。

り政策課
長

(2枚目議案書朗読)

まちづく 契約の相手方及び契約金額につきましては、去る8月20日に指名競争
り政策課 入札を行い、鳳工業株式会社に、落札率は44.5%の2,894万4,
長 000円となっております。

次に、工事概要であります。いかるがホールの大ホール・小ホールの空調設備につきまして、経年劣化により機材等の更新を実施してまいりましたが、この度、大規模な更新時期を迎えましたことから、熱源機器の更新及びこれに伴う関連機器の更新を行うものでございます。工事期間は、議会議決後から平成31年3月8日までの163日間を予定しております。なお、8月27日の総務常任委員会で触れておりましたが、いかるがホールの大ホール・小ホールについては、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの期間におきまして休館予告を行っておりましたが、工事スケジュールの確定により、貸館可能な日程が出てまいりました。貸館可能な日程は、平成30年10月1日(月)から平成31年1月14日(月・祝)までの期間で、9月14日より町広報お知らせ版およびホームページで公表し、9月15日からいかるがホールで予約を受け付けております。

以上で、議案第43号 いかるがホール空調設備更新工事請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして何とぞ原案どおりご可決賜りますよう、お願いいたします。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 このいかるがホールの工事につきましては、今、課長説明頂いたように前回の委員会で、落札率が45%になって工事は可能だということで町として確認したということについては理解したいというふうに思うんです。もう一方ですね、仮契約をおこなって、その後ですね、工事スケジュール

の確認をするということで、貸館可能であれば住民さんに対して周知をするということで説明いただいていたんですけども、これ工期を決めるのに入札を行う段階でどういう工事であって、どれぐらいの期間が必要だとかいうのは把握はできないんですか。

まちづく
り政策課
長 こちらにつきましては、私どもは専門業者ではございませんので、契約をしてですね、実際にその会社さんにですね、工期を確認しないと工事スケジュールにつきましての確認をすることは難しい状況です。以上です。

木澤委員 工期の変更ですね、委員会を開く間、暇がないからということで、説明に来ていただいたんですけども、その時の説明が、なんて言うんですかね、機械の準備をする期間が3か月ぐらいあるのでという説明だったんですけども、それやったら実際には工期、こんなに必要なかったんじゃないかなというふうに思うんですけど、それはどう理解したらいいんでしょうか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時29分 休憩)

(午前9時30分 再開)

委員長 再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと、工期を決めるのにですね、準備期間というのが結構かかるんだなというのは初めて聞きましたんで、もともと工事期間だけわかっているんでしたら、なんて言うんですかね、こんなに工期も必要なかったんでしようし、住民の方からご意見いただいたんですけども、工期がわかっているんだったら、10月1日から3月31日までの間で、こちらの方から成人式についてもいかるがホールでできるんやったらできるようにしてほしいという要望、議員さんからありましたんで、それに対応していただいたもんやと思うんですけども、後ろの方を開けていただいた方がよかったんじゃないかという声をいただきましたんで、そういうことが可能なのか

どうか、ちょっと確認をさせていただいたんです。議会の議決後から準備にかかって、それも含めた工事期間をとっているということで、それやったら仕方がないのかなど、今回、当然住民の皆さんに対して使えるものは使っていただくという対応につきましては、これはようやっていたいっているというふうに思ってますんで、これについてはわかりました。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第43号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第44号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、議案第44号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第1款 町税、第4項 たばこ税では、第1目 たばこ税で、平成30年10月1日から、たばこ税の税率が段階的に引き上げられることから、370万円の増額をお願いするものであります。

次に、第9款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金では、第1目 地方特例交付金で、平成30年度の住宅借入金等特別税額控除分に係る減収補てん特例交付金額の決定により、73万円の増額をお願いするものであります。

次に、第10款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、平成30年度の普通交付税交付額の決定により、1億1,181万7千円の増額をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。

第12款 分担金及び負担金、第1項 分担金では、第1目 農林水産業費分担金の第2節 農地等災害復旧費分担金で、平成30年7月豪雨において、龍田西1丁目地内の農地の法面が崩れ、町が災害復旧工事を行うにあたり、農地所有者から分担金を徴収することから、195万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 負担金では、第1目 民生費負担金の第4節 医療対策費負担金で、未熟児養育医療費給付費が当初見積りを上回ることから、その負担金として、30万円の増額をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第5節 医療対策費負担金で、負担金と同様の理由により未熟児養育医療費給付費負担金85万円の増額をお願いするものであります。

11ページにお移りいただけますでしょうか。

第2項 国庫補助金では、第5目 土木費国庫補助金の第2節 都市計画費補助金で、大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊による事故が発生したことを踏まえ、町公共施設の安全点検を実施した結果、6つの施設のブロック塀が建築基準法の現行基準に適合しないことなどから、改修等の工事を行うにあたり、その費用が補助対象となる見込みであることから、社会資本整備総合交付金525万円の増額をお願いするものであります。

次に、第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第6節 医療対策費負担金で、国庫負担金と同様の理由により未熟児養育医療費給付費負担金42万5千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 県補助金では、第3目 農林水産業費県補助金の第3節 農地費補助金で、桜池の耐震改修に必要な事業整備計画書の作成等に取り組むこととし、その費用に対して補助金が交付されることから、震災対策農業水利施設整備事業費補助金800万円の増額、分担金で申しあげました農地の災害復旧費に対して補助金が交付されることから、農地災害復旧事業費補助金95万円の増額をお願いするものであります。

第5目 土木費県補助金では、第1節 都市計画費補助金で、平成29年度に奈良県と締結した「まちづくりに関する包括協定」に基づき、「まちづくり基本構想」を策定することとし、その費用に対して補助金が交付されることから、まちづくり検討事業補助金250万円の増額をお願いするものであります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。

第19款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金で、平成29年度会計の決算余剰金の確定により8,254万4千円の増額をお願いするものであります。

次に、第21款 町債、第1項 町債では、第7目 臨時財政対策債で平成30年度の発行可能額の決定により1,170万円の増額をお願いするものであります。

第8目 災害復旧債では、第1節 農地災害復旧事業債で、分担金で申しあげました農地の災害復旧費の財源として90万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

13ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、町長・副町長の給与減額措置に伴い、第2節 給料で30万円、第3節 職員手当等で1万8千円、それぞれ減額をお願いするものであり

ます。

第6目 企画費では、聖徳太子1400年御遠忌に向けての3か年の記念事業として、「和のあかりプロジェクト」を実施してまいりたいことから、あかり作成等に要する費用として、第8節 報償費で5万円、第11節 需用費で58万9千円、第16節 原材料費で34万4千円、それぞれ増額をお願いするものであります。

次に、第2項 徴税費では、第2目 賦課徴収費で、配当割・株式等譲渡所得割控除不足分などの還付見込額が当初見積りを上回るため、第23節 償還金利子及び割引料で300万円の増額をお願いするものであります。

14ページをお開きいただけますでしょうか。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第5目 医療対策費の第20節 扶助費で、歳入で申しあげました未熟児療育医療費給付費が、当初見積りを上回ることから200万円の増額、第23節 償還金利子及び割引料で、平成29年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから316万5千円の増額をお願いするものであります。

第7目 障害福祉費では、第23節 償還金利子及び割引料で、平成29年度の自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、1,169万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費では、第23節 償還金利子及び割引料で、平成29年度子ども・子育て支援交付金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから101万9千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第2項 清掃費では、第2目 塵芥処理費の第15節 工事請負費で、歳入で申しあげましたブロック塀の改修等について、衛生処理場に係る費用702万4千円、第3目 し尿処理費の第15節 工事請負費で、鳩水園に係る費用163万1千円、それぞれ増額をお願いするものであります。

15ページにお移りいただけますでしょうか。

第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第4目 土地改良事業費

で、歳入で申しあげました桜池の耐震改修に必要な事業整備計画書の作成等に要する費用として、第13節 委託料で800万円、第19節 負担金補助及び交付金で4万4千円、それぞれ増額をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費、第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費の第13節 委託料で、歳入で申しあげました奈良県との「まちづくりに関する包括協定」に基づく「まちづくり基本構想」を策定するための費用として、500万円の増額をお願いするものであります。

第4目 公園費では、第15節 工事請負費で、歳入で申しあげましたブロック塀の改修等について、小吉田住宅公園及び万葉台公園に係る費用あわせて162万円の増額をお願いするものであります。

第8款 消防費、第1項 消防費では、第3目 消防施設費の第15節 工事請負費で、歳入で申しあげましたブロック塀の改修等について、消防団第3分団詰所及び旧法隆寺駅前派出所に係る費用あわせて22万7千円の増額をお願いするものであります。

16ページをお開きいただけますでしょうか。

第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で、教育長の給与減額措置に伴い、第2節 給料で11万9千円の減額、第3節 職員手当等で7千円の減額、また、第7節 賃金で、斑鳩町史の執筆において、町内の歴史的・文化的遺産の現地調査が必要となったことから、それに従事する調査補助員の賃金として18万4千円の増額、第19節 負担金補助及び交付金で、夜間中学校への入学希望が新たに1名あったため、その運営負担金として20万4千円の増額をそれぞれお願いするものであります。

次に、第10款 災害復旧費、第1項 農林水産業施設災害復旧費では、第1目 農地災害復旧費で、歳入で申しあげました龍田西1丁目地内の農地の災害復旧工事に係る費用として、第13節 委託料で26万円、第15節 工事請負費で396万円、それぞれ増額をお願いするものであります。

第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正から生じた財源1億8,205万4千円を留保させていただくものであ

ります。

恐れ入りますが、6ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 地方債補正についてであります。歳入のところで申しあげましたとおり、地方債の追加として、農地災害復旧事業で限度額90万円とする地方債の追加と、地方債の変更として、臨時財政対策債で限度額を3億7,660万円に増額する補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長 以上で、議案第44号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会において、それぞれの所管に関する内容につきましては説明がなされておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 平川委員。

平川委員 知らないのですが教えていただきたいんですけども、16ページの夜間学級設置負担金というのは、これは県内のどこの夜間中学なんですか、本人が希望するところに対しての交付すると、そういうものですか。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 こちらのほうは奈良市立春日中学校ですね、夜間学級設置されるということで、斑鳩町の場合はこの春日中学校ですね、希望する方通学していただくということで、奈良市と協定っていうんでしょうかね、結んでいるとこ

ろでございます。

平川委員 ということは、畝傍だったり、あと王寺で自主的にされているところについてはこの対象ではないということですか。

教委総務 はい、そのとおりでございます。

課長

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第44号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習 それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、
課参事 整備保存に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

法隆寺ゆかりの都市文化交流協定締結1周年を記念しました特別展「法隆寺食封で結ばれた文化交流展 一法隆寺がつなぐ各地域の古代の様相一」につきましては、7月21日から9月2日までの期間を開催し、暑さが厳しい時期ではありましたが、880名の方にご入館していただくことができました。

つぎに、10月27日から12月2日を開催期間として準備を進めております平成30年度 秋季特別展「史跡藤ノ木古墳と大和の家形石棺」についてであります。平成30年度は、史跡藤ノ木古墳の開棺調査の実施から30周年目を迎えることから、家形石棺をテーマとした藤ノ木古墳の石棺内より出土しました玉類などの副葬品のほか、金銅製冠などの復元品を借りる予定で準備を進めております。また、それらとの比較を行う目的から、県内の家形石棺を有する古墳から出土しました副葬品についても展示を行う予定であります。

現在、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館や県内の市や町の教育委員会における資料調査を進めるとともに、文化庁、奈良県教育委員会、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館などの関係機関との諸手続きを進めているところであります。

また、展示会の関連行事としまして、11月11日（日）午後より、立命館大学名誉教授で春日古墳調査検討委員会の委員を務めていただいております、和田晴吾氏による「藤ノ木古墳と家形石棺」と題した記念講演会の開催を計画しております。

つぎに、中学生以上を対象としました「斑鳩考古学講座」、「勾玉づくり講座」につきましては、9月30日に開催を予定しており、今月21日より募集を開始しております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 秋季特別展ですけども、さきほど復元したものをお借りするっていうふうに報告いただいたと思うんですけど、出土した、国宝になっているものっていうのを借りてっていうふうには、今回はそういう検討はされなかったんですか。

生涯学習 先ほど申し上げたものでございますけれども、復元品の他には石棺内よ
課参事 り出土しました玉類、これも国宝指定を受けているものですが、そ
れらもお借りする予定で進めております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終
わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 斑鳩町コミュニティバスの再編に向けた考え方について、理事者
の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の1番目、斑鳩町コミュニティバスの再編に向
けた考え方につきましてご説明を申し上げます。

本町では、平成28年10月から、バスの台数を2台に増やし、バス運
賃を有料化して運行するコミュニティバスの実証運行を実施しているところ
でございます。

利用者数につきましては、昨年度、平成29年度の実績では、年間27,
646人で、1日平均77.0人となっております。無料運行時の平成
27年度の実績では、1日平均109.5人となっておりますことから、
対比いたしますと約7割の利用者数となっている状況でございます。

こうしたことから、昨年10月からは、「1日フリー乗車券の発行」、
「難病患者の運賃無料適用」、「乗継券の発行」の3つの利用促進施策の
実施を行うほか、コミュニティバスの利用例といたしまして、「買い物編」、
「公共施設利用編」、「駅利用編」そして「観光編」として、それぞれコ
ミュニティバスを利用したモデル例を作成いたしまして、各自治会宛に送
付するほか、ホームページへ掲載するなど、コミュニティバスの周知、そ
して利用者の増加に努めてきたところでございますが、大幅な利用者増に

は、つながっていないという状況でございます。

こうしたなか、昨年27日に開催されました本委員会でもご報告させていただきましたが、今年6月に実施いたしました「コミュニティバスに関する住民アンケート調査結果」では、コミュニティバスの利用頻度に関する設問で、「ほぼ毎日」、「週に3～4回」、「週に1～2回」、「月に数回程度」と、コミュニティバスを利用されている方を対象とした斑鳩町コミュニティバスに関する印象、利用する理由の調査結果のうち、全体では、「乗りたい時間帯にバスがある」、「バス便数に不都合がない」という設問に対し、「そう思わない」と回答された人の割合がそれぞれ66.0%、60.0%と高くなっておりまして、2台に増便したにもかかわらず、満足度が高まっていないという状況でございます。

また、1人あたりの輸送コスト面から見ますと、昨年度の委託料は3,246万1,332円で、これを利用者数で割った1人1乗車あたりの輸送コストは1,174円であり、実証運行前に想定しておりました想定コストの658円と比較いたしましても、約1.8倍となっている状況でございます。利用者数につきましては、直近の状況を見ましても、1日当たり平均約80人前後で推移をしておりまして、利用者が固定化している状況となっております。

こうしたことから、実証運行当初に目標として掲げておりました年間利用者数46,000人を達成することは、現行のコミュニティバスの運行形態では、達成することが困難な状況でありますことから、ただいま申しあげましたことを総合的に勘案し、現在、実施しておりますコミュニティバスの実証運行につきまして、より多くの人に利用していただくためには運行方針の見直しが必要であると判断し、コミュニティバスの再編に向けた考え方として町の考え方をとりまとめております。

再編に向けた考え方として、大きく2つございます。

はじめに、1つといたしまして、「コミュニティバスの運行台数及び便数の見直し」といたしまして、現行2台で1日8便の運行を、再編後は、1台で1日4便へ減便する案といたしております。

なお、運賃につきましては、有料化を維持する方針といたしますが、高齢者の方への負担軽減策につきましては、検討してまいりたいと考えてお

ります。また、ルートにつきましても、王寺駅への乗入れも含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、2つといたしまして、「高齢者を対象としたタクシー助成の実施」であります。本年6月のアンケート調査実施結果では、利用頻度に関する設問で、「ほとんど利用しない」、「利用したことがない」と回答された人で、コミュニティバスを利用しない理由の調査結果について、「他の移動手段がある」という設問に対し、「当てはまる」と回答された人の割合が、全体では83.1%と多くなっておりますが、70歳以上では69.5%と全体よりも13.6ポイント、70歳以上でかつ運転しない人では57.1%と26.0ポイント低い結果となっております。特に高齢者世帯におきましては、他の公共交通を利用した移動ニーズが高いと考えられます。

また、同じ設問において、「乗りたい時間帯にバスがない」、「バスの便数が少ない」、「目的地まで時間がかかる。」という設問に対し、「当てはまる」と回答された人の割合が、全体で50%前後となっております。こうしたニーズに対応していくためには、新たに、高齢者を対象としたタクシー利用におけるタクシー運賃の助成制度を創設することについて検討を進めていきたいということで考えております。

今後、この方針に基づき、委託先である奈良交通との協議や、認可元となる運輸支局など関係機関との協議を行うとともに、地域公共交通会議で議論を行いながら、ただいま申しあげました2つのコミュニティバスの再編に向けた施策案を具体化いたしまして、あらためて本委員会でもご相談させていただきながら、取り纏めを行ってまいりたいと考えております。

以上で、各課報告事項の1番目、斑鳩町コミュニティバスの再編に向けた考え方につきましてものご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 方向性ということで、詳細はまだこれから詰めるという話ですが、ぱっ

と聞いて、台数を減らすというところで、ちょっとえっと思いましたけど、タクシー助成がどの程度になるのかっていうのにもよるのかなというふうにも思うんですけども、今、答えられる範囲でタクシー助成についてはどの程度のことを考えておられるのでしょうか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 現在、タクシー助成についてまだ素案の段階ではございますけれども、田原本町で実施をされているようなタクシー助成と同じような形で、タクシー運賃の初乗り分、現行680円になっておりますけれども、それを補助するという方法を検討しております。

木澤委員 高齢者の方ということでおっしゃってましたけども、具体的には年齢として何歳以上と。

総務課長 想定では70歳以上の方ということを現在考えているところでございます。

木澤委員 あと、コミバスの方も有料化は維持するというところで、高齢者の方の対策についても考えておられるようですけども、これは何歳以上の方かどうかということを考えているんですか。

総務課長 これにつきましては、奈良交通、または運輸支局との協議の方が必要となつてまいります。現在考えておりますのは70歳以上の方を対象として、運賃無料適用の幅を広げることができないかということを考えているところでございます。

木澤委員 実際に有料化されたというのが一番の問題やと思うんですけども、それプラスやっぱり今まで、例えば役場に1本で行けてたのに行けなくなったとか、そういう声もありますので、経路、便数等の変更等もこれに合わせて必要かとは思いますが、その中でやっぱり憩の家とか、お風呂を

利用される方の数が一緒になって減少しているという問題もありますけども、お風呂利用できる方の年齢というのは何歳なんですか。

委員長 乾副町長。

副町長 憩の家につきましては60歳以上の方が利用できます。

木澤委員 70歳以上の方を対象に助成制度つくっても、お風呂利用いただけると思うんですけども、お風呂利用いただけるの60歳からなんで、それはやっぱり60歳で合わせてやっていくべきではないのかなと。町のいろんな施策を効果的にやっていこうと思うと、そうした観点も必要じゃないのかなとぱっと思いましたが、それについては検討していただきたいというふうには思うんです。あとそれとバスは1台にして、有料化を維持するということなんですけども、具体的にはいくらで考えているんでしょうか。今、1回乗ったら100円、1日乗っても200円という形ですけど。1日券200円、そういう形ですけども、これをいくらでという。

総務課長 こちらにつきましても先ほどの高齢者の方への運賃無料適用と同様に、これを適用するかっていうこともあるんですけども、それを適用した上でも100円を維持していきたいということで考えております。

木澤委員 公共交通会議に諮ってみないと結論は出せないということなんですけど、諮って実際にはまとめたものを総務委員会に報告していただく時期と、実施時期ですね、いつごろというふうに考えてますか。

総務部長 大まかな方向性は今日ご説明させていただいて、具体的になり次第、その都度その都度ご報告の方はこの委員会の方にさせていただきたいと思えます。あと、例えば来年の4月1日から新しい運行形態をしようとした場合ですね、前年度には既に準備をしていく関係も必要になってきますので、その場合でしたら、遅くとも12月には一定の補正予算を要求させていただいて、準備をはじめないといけない場合もございますので、最短ではま

ず4月1日をひな型の形で目途にさせていただきたいなというふうに考えておりますので、随時また改めて委員会の方に報告をさせていただきたいというふうに思います。

木澤委員 懸念される箇所っていうんですかね、王寺へ乗り入れがどうか町民の要望とか、あと金額的なことにつきましても、いろんな細かいことは思うことはあるんですけども、また町の方で一定の考え方を聞かせていただいて、4月1日のスタートに間に合うように、また議論していきたいなと思ってますんで、それについてはお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今、2種類の考え方お聞きしましたけれども、料金ですか、100円取られることに私はなんの抵抗もないんですけども、一度ですね、現体制で無料という方法を考えて、ある一定期間ですね、されて乗車人数がどうなるのか、そういうことも見られたらいいのではないかなと、このようには思います。

委員長 嶋田委員、答弁はいいですか。

嶋田委員 意見です。

委員長 他にございませんか。 平川委員。

平川委員 コミュニティバス2台を1台に減便するっていうことで、奈良交通との関係で、そういう契約ができるのかどうなのかっていうところと、あと半分減ったからっていった契約金額が半額になるのかっていうところがちょっとわからないので、費用的にどのぐらい差があるのかっていう点と、あと、どこまで今現状でわかっているかどうか分からないんですけども、田原本町と同じような制度を検討されているっていうことであれば、人口も多少田原本の方が多いたは思うんですけども、田原本町で今その制度

をすることによって、どのぐらいの費用を使っておられるのか、もし把握されていたら伺いできますか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 まず奈良交通との契約の関係でございますが、奈良交通とは実証運行業委託契約を平成28年4月1日をはじめの始期といたしまして、平成32年度末、平成33年3月31日までの契約を締結しております。今後この施策の方向性をどのようにしていくのかということにもよりますけれども、その内容に従って具体的な協議を行っていく中で、1台に減便する中でも、この委託契約の変更という形で対応ができるということで考えております。

また、委託費用がどれだけ減少するかということにつきましては、運行ルートの問題であったりとか、そういったところがもしまた増えますと、その分の燃料費であったり、人件費っていうのも上がりますので、ちょっとそのあたりの状況を見ながらでないと、具体的な額というのが申し上げられないということで考えております。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 そのあと、田原本町の関係でございますけれども、一応、今年度7月からされているということで、今年度の予算については約2,500万というところをお聞きをしております。1年間ベースでいうとだいたい3千万ぐらいになるだろうということはお聞きをさせていただいております。

平川委員 2台を1台に減便をしたときの契約金額がまだちょっと確定を、っていうかはっきりはわからないということなんですけれども、そのタクシーの助成との兼ね合いがほぼ同じぐらいでできるように考えておられるのかっていうところがちょっと気になるところかなっていうのと、あと、これをここで言うっていいかわからないですけども、生き生き号のことについても決算の委員会の中でお話させていただいたんですけども、地域公共交通会議の中で検討もしているし、今後も検討するっていうようなお話

をされていたので、これも含めて、もしそのタクシーのそういう助成をするのであれば、ますます生き生き号との兼ね合いってというのは、ちょっと見直していく必要があるのかなというふうにも思いますし、そのあたりはいかがなんでしょうか。

委員長 乾副町長。

副町長 社協の生き生き号の運行につきましては、主に丘陵地を回って、高齢者でありますとか、障害者の方の主に買い物の支援ということで運行しておりますけれども、今、このコミュニティバスとの関係の中で、仮に1便にした場合に、今運行しているコミュニティバスの運行の範囲をどうしていくのか、また便数についてもどうしていくのかということについても、これは町の全体の公共交通ということで考えていかなければならないと思えますので、それも合わせて検討に加えていくということで、いま考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、2台でコミュニティバスで約3,200万円ぐらい支払いをしておりますけれども、1台にした金額、今のところわかりませんが、それを超えない範囲の中でタクシー助成も考えていきたいと思ひますので、これを超えてしまいますと、また財政的に厳しいというところもございまして、できるだけ超えない範囲の中でさせていただけたらなというふうには思っております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 ほんまやったら、予算のときにちょっと確認しておくべきことなんでしょうけど、3,246万円、年間2台でかかっているということで、もともと1台購入で走らせているときの年間の維持費が890万ぐらいだったと、確か思うんですけども。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 平成27年度無料運行時のときの年間委託料につきましては約1,300万円というふうになっております。

木澤委員 ごめんなさい、私の勘違いですね。ただ1,300万円で2台としても2,600万円、単純に考えるとそうなんですけど、それが3,200万円になっているのはどういうことなんでしょうか。

総務課長 こちらにつきましては、まず車両の購入費、コミュニティバス今度2台にするにあたっての車両の購入費につきましては、5年間でそれぞれ割った分が各年度の委託料として約500万上乗せされてるということと、この27年度におきましては、貸切運行ということで運賃を取らないという形態になっておりましたが、今回料金を設定して一定の路線バスと同じ形態で走らせております乗合運行形態ということで変わっております中、また新たに先ほどのバス停の方、7か所ほどですね、イオンであったり、この西里であったりというのを加えておりますので、運行のキロ数も上がっておるということから、その増加につながったというところでございます。

委員長 伴議長。

議長 ちょっと教えてほしいねんけど、今運賃で、売上っていったら表現悪いけど、なんぼまあ言ったら運賃総額、年間入っているかわかりますか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 平成29年度、昨年度の実績におきましては、運賃収入といたしまして218万6,548円となっております。

議長 説明、その前に、同僚委員が、木澤委員からの説明からいくと、この金額とそれに対するいろんな経費がそこにかかっているような感じもいたしますし、非常に難しい、悩ましいところやと、決して私も有料化ということに対しては1つの考え方というようには思っておるんですけど、ちよっ

と悩ましいところやなど、利用者が増えれば運賃収入も増えるんでしょうけど、また高齢者、そういうような恰好の無償の対象を考えて、まあ利用者を増やしていると、利用者を増やそうとすることと、経費を下げようとする、この辺のバランスがものすごく難しい事業やなど今感じさせていただいたけども、その中で私も逆に次の（２）の町民プール、これ実際まだ説明の前でちょっと失礼な話ですけど、私が前通っている感じでは今年例年に比べて利用者が少ないなというような実感、これまで前通らせていただいたり、またプール寄せていただいたときにそういう感じを受けておったんですが、このあたり、夏休みだけでも子どもたち、このコミュニティバス無料というようなことも１つの考え方として利用促進という方だけを考えていけば、１つそういうことも非常に、西に、偏った場所にプールがありますんで、逆に東側の子どもたちは来にくいんじゃないかなと、非常に今年は暑くて来れなかった、これもバスを使えばまた来れる、来やすくなるようなことも１つの考え方かなと、だから期間を限ってでもそういうような、そしてまたご高齢の方ばかりでなく、いろんな人口構成で乗っていただくほうが、バス自体なんか明るいつて言ったら表現悪いですけども、そんなことも１つの考え方かなと、私の１つの提案ですけど、またそういうことも考えていただいて、今後いい形に進めていっていただきたいと、私これ要望だけしておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、（２）町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。
栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課から平成３０年度の町民プールの利用状況等がまとまりましたので、資料１をもとにご報告をさせていただきます。

今年度におきましても、７月１日、日曜日から８月３１日、金曜日までの６２日間、事故もなく、また、今年は気温が３５度を超える猛暑日が多

くございましたが、熱中症またはそれを疑うような症状で医務室に来られる利用者もなく、無事に終了できましたことを、まずはお報告をさせていただきます。

次に、今年度の利用状況についてであります。資料の1ページに記載をしておりますように、大人、子どもあわせて6,457人の方にご利用をいただいております。

2ページの上段に過去5年間の利用者の推移を記載をしております。先ほど伴議長からもご意見がございましたように今年度は前年度と比較をいたしまして1,142人利用者が減少しているところで、ここ5年間の状況をみましても少ない利用者となっております。屋外施設の利用状況につきましては、天候により左右されるものでございますが、資料の4ページの上段、天候の推移にもございますように、今年度、開設期間中の天候は前年度よりも晴れの日が多く、雨の日も1日少ない状況でありました。それでも千人を超える利用者が減少しているのは、やはり酷暑が大きく影響し、暑さにより屋外施設の利用を敬遠されたことにあるものと分析をしているところであります。

その他、入場料収入や運営・維持管理費につきましては、資料の2ページ下段から3ページにかけて記載をしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、資料の4ページ下段、町民プールの無料開放事業の状況でございます。今年度におきましても、町民の方に水に親しんでいただく機会を提供し、スポーツ施設の利用促進と心身の健全な発達に寄与することを目的に、開設期間中3日間、無料開放日を設けましたが、3日間の利用者数は680人と、前年度と比較をいたしまして71人の減少となっております。これにつきましては、3回目の8月24日が台風20号の通過直後ということで、天候が悪かったことが影響したもので、それまでの2回はいずれも前年度の利用状況を上回っていることから、本事業につきましても、一定の効果を確認をしているところであります。

以上、簡単ではございますが、平成30年度の町民プール利用状況の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今年の6月頃にですね、学童保育の保護者会の総会があって、その中で学童保育の申し込み人数がものすごい増えているよという声があったんで、担当課の方に確認をさせていただきますと、平時の申し込みはそんなに変わってないんですけども、夏休みの申し込みが前年度と比べて50人ぐらい増えているということで、これはどういう状況なのかなっていうのをちょっと確認をさせていただきたいなと思うんですけど。どういう経緯っていうんですかね、で、増えていっている、町の方としてどう対応されているのか、確認させていただけますか。

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 学童保育室では、通年入室の他に夏休みなどの学校長期休業時、家庭で保護を受けることができない児童に対しまして、短期入室の受け入れもしております。その短期入室の傾向でございますが、今年の夏休み期間中の入室状況、斑鳩学童保育室では前年度より26人多い51名、斑鳩西学童保育室では前年度より15人多い25名、斑鳩東学童保育室では前年度より10人多い38名が入室したところであります。今年につきましては、例年より短期入室が増加をしているところであります。

その対応であります。今年度夏休み期間中、通年入室の児童を含めます

と、斑鳩学童保育室では面積要件での上限219名に対して224名、斑鳩西学童保育室では面積要件の上限104名に対して106名、斑鳩東学童室では、面積要件の上限139名に対して153名の入室となったところで、すべての学童保育室におきまして、面積要件の上限を超える入室児童数となったところであります。しかしながら、今年度の各学童保育室の出席率を見ますと、斑鳩学童保育室及び西学童保育室で最大の出席率は約86%となりまして、夏休み期間中でも斑鳩学童保育室では最大で139名、西学童保育室でも最大で92名となり、東学童保育室では最大出席率が87.5%と、他の学童保育室より高い出席率になっているんですけども、それでも最大で134名、面積要件の上限以内で運営できるという判断をいたしまして、短期の入室を希望された児童はお1人もお断りすることなく、すべて入室をいただいたところであります。

夏休み1日中子どもだけで留守番させられないということから、学童保育室への入室希望が増える一方ですね、逆に通年入室の児童の中には、夏休みという期間限定であることから、祖父母であるとか、またその他、保護、保育できる方も多くなりまして、さらに夏休み期間中、旅行であるとか、帰省される家庭も多くなることから、普段よりも欠席者が多く、出席率が低くなる傾向がございます。今年の夏休みの3室の平均出席率を見ますと7月で約59%、8月で約51%となりまして、入室児童数だけを見ますと、夏休みは1年で最も人数が多くなるんですけども、実際に出席される児童数は通常とあまり変わらない状況ということで、この夏休みも十分事故もなく、対応できたということでございます。

木澤委員

まあ、そういうふうに出席率の関係もあって、町としては受け入れ断ることなく対応していただいている分は大変高く評価させていただいているんです。ただ、今後の傾向としてですね、子どもの数は減っていくんですけども、このように学童保育室の申し込みが増えていくということもあって、今、小学校や幼稚園の教室なんかも活用していただいで対応していただいでますけども、受け入れをして運営をするということと、あと定員との関係ですね、もありますんで、その辺の整理っていうんですかね、対応っていうのは今後町としてどういうふうにご検討されるんでしょうか。

か。

生涯学習
課長

ご質問にもございましたように、今、斑鳩学童保育室及び斑鳩西学童保育室では、それぞれ学童保育室だけの面積要件では上限を超えていることから、斑鳩学童保育室では斑鳩幼稚園の空き教室、斑鳩西学童保育室では斑鳩西幼稚園の空き教室をそれぞれお借りいたしまして、面積要件を満たしているところであります。そうしてなんとか運営をしているんですけども、毎日ですね、西学童保育室では毎日西幼稚園の空き教室を利用して運営をしているんですけども、学童保育室から幼稚園に移動しなければならない、また幼稚園がですね、通常時は午後3時半ごろまで園庭解放されておりまして、多くの園児が運動場で遊んでいる状況に、学童保育室の低学年が戻ってくる時間帯と重なるということで、園児と入り乱れましてぶつかったりとかする事故がないように、支援員も十分に配慮はしておりますものの、そういったところが一番心配されるところであります。そういったことから、6月の学童保育の保護者会からでももう1棟、西学童保育室では学童保育室をもう1棟建ててほしいという要望もいただいているところであります。町といたしましても、今後の児童数などの推移を十分検証しながら待機児童を出さずに、かつ児童が自宅に帰るまでの間、安心安全に過ごせるような対策を考えていきたいというところであります。

木澤委員

この間、空き教室を利用する以外にも、補助員さんも採用いただいて、支援員さんの数も増やしていただいていると安全面にも十分配慮して運営をいただいているというふうには思っているんですけども、またですね、来年小学校の方にエアコンがつくようになれば、そちらの方も活用できれば、柔軟に受け入れをして対応していただきたいと思うんですけど、ただそれでも今おっしゃったように、西なんかでは限界に近いような状況になってきている中で、やっぱり保育室自体を増設するなどとした対応なんかも必要になってくると思いますので、課長おっしゃっていただいたように、十分に動向を見極めてですね、必要な対策はおこなっていただくということで、保護者の声に応えていっていただきますように、要望しておきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、文化財施設の整備後の活用についてをテーマに、奈良県田原本町を視察先に選ばせていただきました。視察日は、10月16日(火)に実施したいと考えております。

ただいま申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり先進地視察を実施したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書につき、手続きをとっていただけますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時28分 閉会)